

# 平成21年11月1日から 景観法に基づく届出制度が始まります

奈良県では、美しく風格のある奈良の景観を創造し、これを次世代に引き継いでいくため、奈良県景観条例を制定するとともに、景観法に基づく奈良県景観計画を策定しました。

これにより、奈良県景観計画区域内(※)で、平成21年11月1日以降に着手する一定規模を超える建築物の建築等の行為をしようとする場合は、景観法に基づく届出が必要となります。

※奈良県景観計画区域：市町村景観行政団体(奈良市・橿原市・明日香村)を除く県内全ての区域

## 届出が必要な行為と規模

景観計画区域区分 届出対象行為		一般区域 (重点景観形成区域を除く全域)	重点景観形成区域	
			広域幹線沿道区域	第1種・第2種特定区域
(1) 建築物の建築等	(ア) 新築又は移転	建築面積1,000㎡超 又は 高さ13m超	建築面積500㎡超 又は 高さ10m超	建築面積100㎡超 又は 高さ10m超
	(イ) 増築又は改築	増築又は改築に係る建築面積10㎡超		※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。
	(ウ) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10㎡超		※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。
(2) 工作物の建設等	(ア) 新設又は移転	対象工作物ごとに裏面別表のとおり		
	(イ) 増築又は改築	増築又は改築に係る築造面積10㎡超		※新設又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。
	(ウ) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積10㎡超		※新設又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。
(3) 開発行為	行為地の土地面積3,000㎡超 又は よう壁・のり面の高さ5m超 かつ長さ10m超		行為地の土地面積1,000㎡超 又は よう壁・のり面の高さ2m超かつ長さ10m超	
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉏物の掘採その他の土地の形質の変更	行為地の土地面積3,000㎡超 又は 堆積の高さ3m超		行為地の土地面積1,000㎡超 又は 堆積の高さ2m超	
(5) 屋外における土石、廃棄物再生資源その他の物件の堆積				

1. 広域幹線沿道区域：県内の交通網を形成する広域幹線道路15路線の沿道区域
  2. 第1種特定区域：「法隆寺地域沿道区域」「山の辺地域沿道区域」
  3. 第2種特定区域：「郡山インターチェンジ」「法隆寺インターチェンジ」「香芝インターチェンジ」の各周辺沿道区域
  4. 風致地区、自然公園等の区域内で許可等を受けた場合は、届出の対象となりません。
- ※ 1～3の区域の詳細については下記へお問い合わせください。

奈良県 景観・環境局 風致景観課 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL. 0742-27-8756 FAX. 0742-22-8276 E-mail. fuchi@office.pref.nara.lg.jp

奈良県風致景観課

# 新設又は移転の際に届出が必要な工作物と規模 〔裏面別表〕

工作物の種類	景観計画区域区分	
	一般区域	重点景観形成区域 広域幹線沿道区域 第2種特定区域
(1)鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m超	高さ10m超
(2)煙突その他これに類するもの	高さ13m超	高さ10m超
(3)装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く)		
(4)高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの		
(5)ウォータースhoot、コースター、メーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設		
(6)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの		
(7)自動車車庫の用途に供するもの	築造面積1,000㎡超 又は 高さ13m超	築造面積500㎡超 又は 高さ10m超
(8)汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの		
(9)上記(1)から(8)に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の 上端までの高さ5m超 かつ 地盤面から当該工作物の 上端までの高さ13m※超 ※上記(1)の工作物は15m	建築物の上端から工作物の 上端までの高さ5m超 かつ 地盤面から当該工作物の 上端までの高さ10m※超 ※上記(1)の工作物で広域幹線沿道区域・ 第2種特定区域の場合は15m
(10)自動販売機	届出不要	高さ1.5m超

## 届出手続きの流れ

